

砺波市国土強靭化地域計画

令和2年10月策定

令和4年6月改定



はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害をはじめ、伊勢湾台風に代表されるような台風被害が発生したほか、近年では、九州地方を中心に梅雨前線が活発化し、数時間停滞するような線状降水帯の発生に伴う豪雨災害など、わが国の地理的・気象的な特徴により、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われてきた。

このような状況に鑑み、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、大規模自然災害に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりに向けて、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくり（国土強靱化）に関する施策を総合的かつ計画的に定めるとともに、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定したところである。

砺波市においては、大規模な自然災害は少ないものの、昭和19年の「出町大火」や昭和38年の「38豪雪」、台風等による豪雨災害や屋敷林倒壊などが発生し、その都度、復旧・復興に向けて対応してきたところであり、それらを踏まえ、市防災訓練の実施や地域防災計画の見直し、洪水ハザードマップの作成、感染症対策における避難所運営マニュアルの作成など、時代に合った防災・減災に向けた取り組みを継続的に行ってきましたところである。

今回策定する「砺波市国土強靱化地域計画」は、災害から市民の生命や財産などを守るため、国や県、民間事業者、関係者などと連携して、今後起こりうる地震や風水害など自然災害に備え、強靱化に係る様々な取組を継続的に推進していくとともに、防災に強く、市民が安全に安心して住み続けられるよう、地域・経済社会の構築に向け、各分野別計画の指針として策定するものである。

目 次

■第1章 計画の位置付け	
1 計画の位置付け	1
2 上位計画との関係	1
3 計画期間	2
■第2章 地域特性	
1 地形的特性	3
2 気象的特性	4
■第3章 計画の対象とする災害リスク	
1 計画の対象とする災害リスク	5
2 今後想定される近隣県等他地域での大規模な地震災害	8
■第4章 計画の基本的な考え方	
1 基本目標	9
2 基本的な方針	9
3 「事前に備えるべき目標」の設定	10
■第5章 脆弱性評価と推進方針	
1 リスクの抽出	11
2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	12
3 施策分野	14
4 脆弱性の評価	15
5 施策分野別の推進方針	22
■第6章 計画の推進と見直し	
1 推進体制	36
2 計画の見直しと進捗管理	36
■付属資料、参考文献等	37

第1章 計画の位置付け

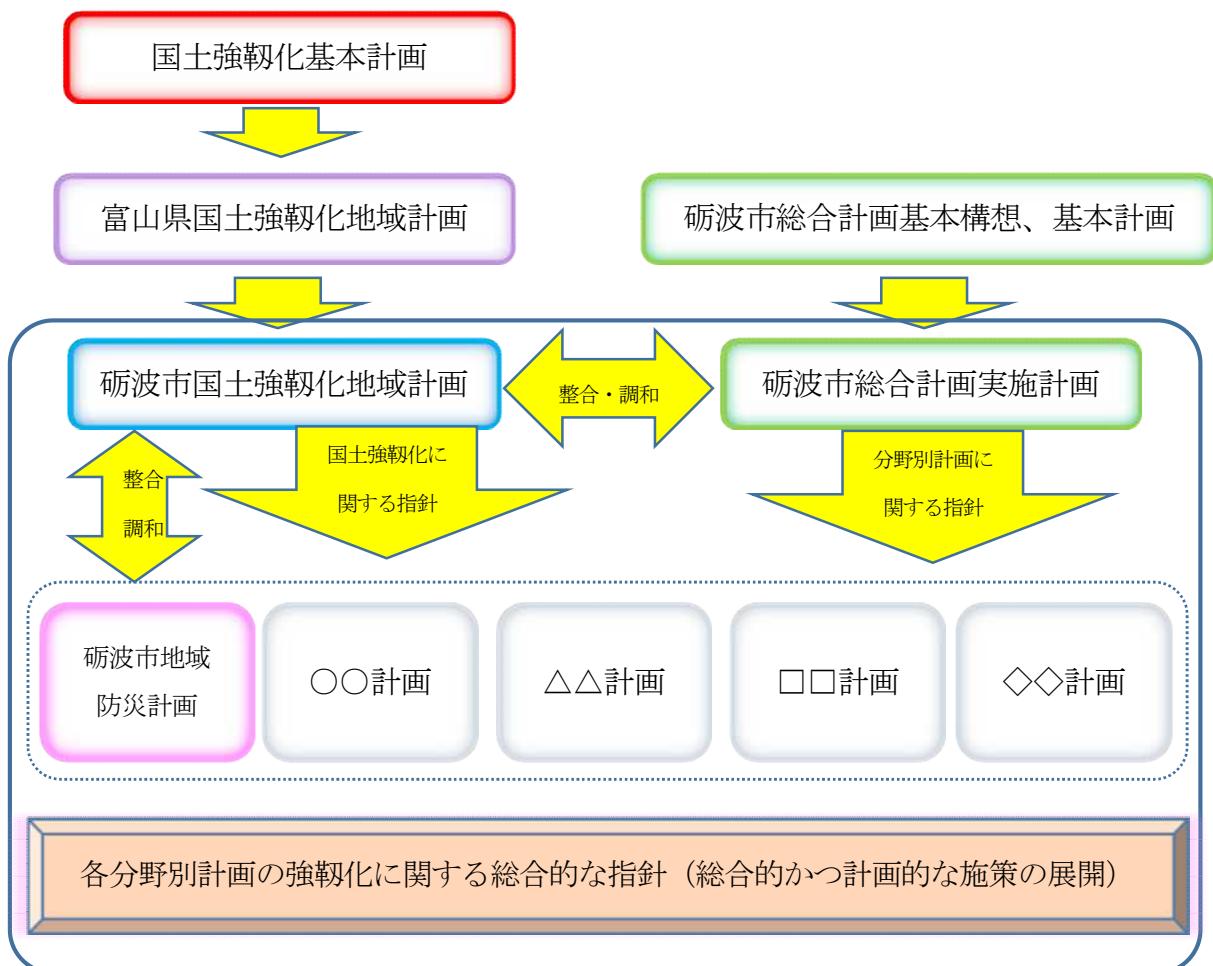
1 計画の位置付け

国では、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を公布、施行し、国の計画等の指針となる国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するとともに、平成28年3月には、富山県も国との基本計画と整合・調和を図った地域計画を策定し、令和2年3月には、さらに当該計画の見直しを図ったところである。

砺波市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）は、基本法第13条の規定に基づき策定するものであり、国や県と地域が連携し、安全・安心なまちづくりを進めるうえで、必要不可欠な事項に関し、砺波市総合計画実施計画、砺波市地域防災計画等との整合・調和を図りながら、各分野別計画の指針とする。

2 上位計画との関係

本計画は、国が定める基本計画、県が定める富山県国土強靭化地域計画を上位計画とし、国及び県が示す基本目標や事前に備えるべき目標などを十分に踏まえ、関係機関と連携を図るものとする。



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、砺波市総合計画との整合・調和を図る必要があることから、令和2年11月（2020年度）から令和9年3月（2026年度）までの6年5か月間とするが、令和9年度（2027年度）以降は5年間とする。

第2章 地域特性

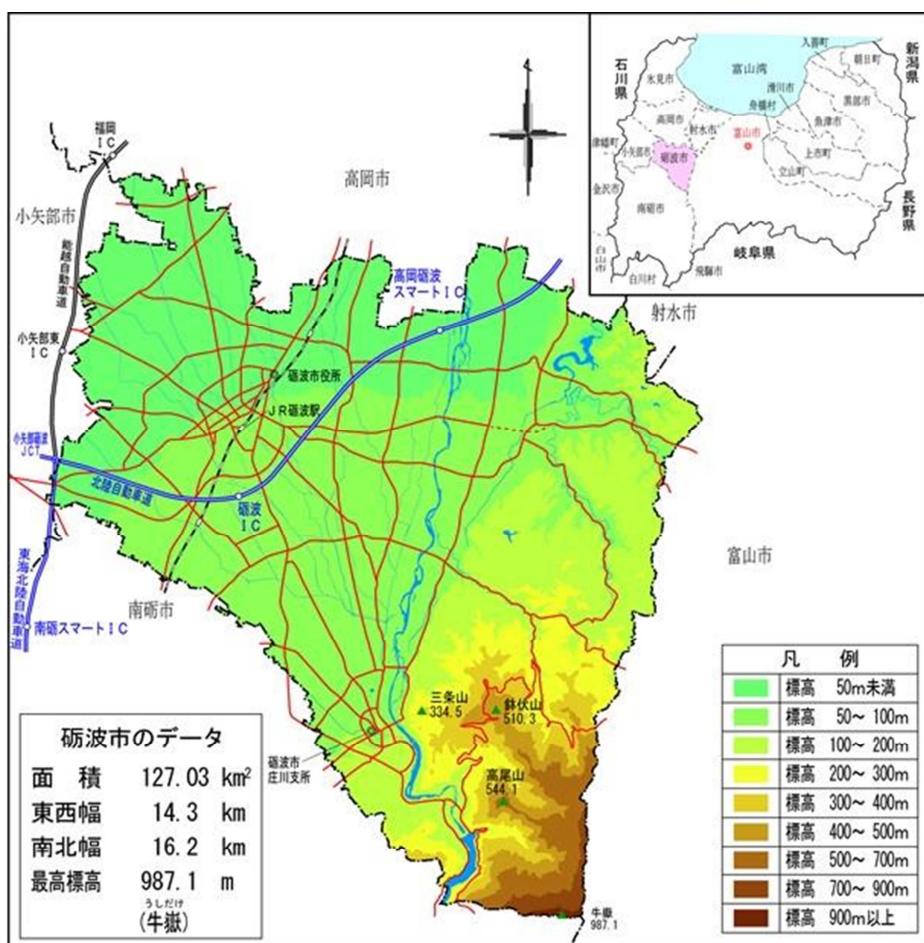
1 地形的特性

(1) 位置

砺波市（以下「本市」という。）は、富山県の西部に位置し、東西14.3km、南北16.2km、面積は127.03km²で、北は高岡市、南は南砺市、東は富山市と射水市、西は小矢部市に接している。

(2) 地形

「庄川」によって形成された勾配の緩やかな扇状地と、牛嶽から北に向かって連なる鉢伏山を含む庄東山地や芹谷野段丘から成り立っている。また、市域の平野部は、主に散居景観が広がる農村地帯と市街地で形成されており、東側には、飛騨山地に源を発する「庄川」が南北に貫流し、高岡市、射水市を経て、富山湾に注いでいる。



※砺波市総合計画より抜粋

2 気象的特性

本市の気象は、冬には西高東低の気圧配置により季節風が強く、降雪の日が続く傾向にあり、県下の平野部としても積雪量が多いほうである。

春先から5月の終わりにかけて、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が庄川沿いでは強く、瞬間風速30～40m/sの強風が吹き荒れことがある。また、南砺市八乙女山から吹き下ろす南西の強風（八乙女おろし）や南東の強風（庄川嵐）などもあり、市内では庄川地域をはじめ、中野や五鹿屋地区などで強風が吹くことが多い。さらに、フェーン現象では、南西から吹くこともあり、市内全体で強風となる場合もあるとともに、春先ばかりではなく、秋の台風が日本海を通過する場合にも発生しやすい。

梅雨は、6月から7月中旬まで続き、また、大気の状態が不安定となった場合は局地的豪雨となる場合もある。

夏は高温多湿で、天候は比較的安定しているものの、秋の台風時には、九州から四国を縦断する場合や紀伊半島を縦断する場合には、県内への影響も多いことから本市も警戒しなければならない。また、発達した低気圧や寒冷前線の接近・通過に伴い、風が強まり、平均風速20m/sの暴風が吹くこともある。

＜砺波市の気温、降水量等の平年値＞

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	1.7	2.2	6.0	11.4	17.3	21.0	25.1	26.1	22.1	16.4	10.4	4.8
最高気温 (°C)	5.0	6.0	10.8	16.7	22.4	25.5	29.7	30.9	26.5	20.8	14.8	8.4
最低気温 (°C)	-1.4	-1.4	1.7	6.2	12.6	17.4	22.1	22.8	18.4	12.5	6.6	1.5
降水量 (mm)	232.3	146.9	147.5	127.7	96.7	145.0	211.9	224.5	255.1	188.9	219.1	311.9
降雪の深さ 合計(cm)	164	106	23	0	0	0	0	0	0	0	0	63

※2010年から2019年の平均値（気象庁富山地方気象台）

第3章 計画の対象とする災害リスク

1 計画の対象とする災害リスク

(1) 地震

富山県は、比較的安定した地盤に恵まれているが、1858年（安政5年）には「安政の大地震」と呼ばれる推定マグニチュード7.0とされる直下型地震が発生している。その後、県内で発生したと思われる大規模な地震はあまり見られないが、阪神・淡路大震災や東日本大震災、北海道胆振東部地震に見られるように、予想もしないときに突然発生し、甚大な被害をもたらす恐れがある。

本市には、砺波平野断層帯のうち砺波平野断層帯東部が長さ約21km、北北東から南南西方向に伸びており、高清水（たかしょうず）断層から形成されている。

この断層帯は、断層の南東側が北西側に対し相対的に隆起する逆断層であり、平均的な上下方向のずれ速度は0.3～0.4m／千年程度、最新の活動は約4,300年前以後、約3,600年以前、平均活動間隔は3,000～7,000年程度であったと推定されている。

また、国の地震調査研究推進本部が富山県に影響を及ぼす可能性のある主要活断層のうち、本市に近い「砺波平野断層帯西部」「森本・富樫断層帯」「邑知潟（おうちがた）断層帯」を追加調査したところ、30年以内に地震が発生する可能性が、どの断層帯もAランク（やや高い）、Sランク（高い）と高いグループに属しており、マグニチュード7.2から7.6程度の大規模な地震が発生すると推定されている。

このような大規模な地震は、一般建築物並びに市庁舎及び消防施設の防災拠点施設などの倒壊、更には山間部などの崖崩れも懸念される。特に、本市に大きな被害をもたらすと予想される「邑知潟断層帯」や「呉羽山断層帯」では、約16,000棟から18,000棟の建物被害と1,200人程度の人的被害が予想されている。

本市は、広大な砺波平野を「庄川」と網の目のような農業用水路で形成されており、かつ多数の急傾斜地等危険箇所が点在していることから、地震による道路や橋梁などの崩壊による上下水道などのライフラインの切断が予想される。また、このことによる避難や救急・救助活動をはじめ、食料や水などの供給が滞るリスクが想定されるとともに、木造住宅が多いことから、同時に多くの住宅等で火災が発生されることなども予想されるため、あらゆる場面を想定した災害対策を考慮しなければならない。

(2) 風水害

岐阜県に流れを発する一級河川「庄川」は、幹川流路延長が115kmで比較的流れの速い河川として知られ、浸食と堆積を繰り返しながら蛇行し富山湾に注ぎ込んでいる。過去には、豪雨により破堤等の災害がしばしば発生していたが、近年堤防護岸の改修が進み、堤防越水の危険性は以前より少なくなった。しかし、依然として重要水防箇所に指定されている箇所もあり、堤防、その他施設の決壊があれば、高岡市、射水市を含む広いエリアで被害が想定される。

また、全国各地で頻発している甚大な浸水被害への対応を図るため、平成28年6月に国土交通省が公表した想定最大規模の降雨による庄川水系洪水浸水想定区域図により、市内のほとんどの地域で浸水(50cm以下)する洪水氾濫危険区域のシミュレーションが公表された。これを受け、本市でも洪水ハザードマップを改定するとともに、河川付近での大規模な洪水被害への迅速な対応が求められているところである。

なお、風害についても、前線を伴った低気圧が日本海を急速に発達しながら進み、低気圧や寒冷前線の接近・通過に伴って、砺波平野に暴風が吹き大きな被害をもたらすおそれがある。



【庄川の大水で一部流出した権正寺橋（昭和40年）】



【豪雨時の市街地】

(3) 土砂災害等

和田川流域の東別所付近に分布している地質は、風雨にさらされると碎けやすく軟弱で粘性を持つ。このため、県の調査により梅檀野や梅檀山、東山見、雄神地区を含む地域では、地すべりや崖崩れなど土砂災害が発生しやすく、道路寸断等の被害が予想される。

また、庄東山地や庄東丘陵地などには、多数の急傾斜地等危険箇所が点在しており、集中豪雨や融雪時における土の含水量の増大が起因で斜面等が崩壊することが考えられる。

そのほかにも、谷内川、和田川及び坪野川支流には、土石流危険渓流

及びこれに準ずる支流があり、集中豪雨時などには、土石流が発生するおそれがある。



【法面崩壊と河川増水（平成29年台風21号）】



【土砂崩れによる道路寸断（令和元年台風19号）】

(4) 雪害

本市は、豪雪地帯（一部、特別豪雪地帯）に指定されており、昭和38年の豪雪時には、砺波気象通報所で238cmの最深積雪を記録し、交通機関の麻痺や家屋倒壊など、生活や経済等に大きな被害を残した。

近年では、平成23年に最深積雪116cmを記録するなど、一定量の降雪が続くと雪害が発生しやすい地域である。

砺波平野は、全国でも特有の散居形態をなしており、大雪が続くと交通や農林業、情報通信などで被害が発生し、住民生活や産業活動に大きな影響を与えることが予想される。



【昭和38年豪雪（38豪雪、雪に埋もれた市街地）】



【昭和56年豪雪（56豪雪、屋根雪下ろし）】

(5) 火災

春先から5月の終わりにかけては、フェーン現象と呼ばれる乾燥した強い南風が吹き荒れることがあり、また台風が日本海に流入したときもこの現象が発生する場合が多く、この現象時には大きな火災が発生する恐れがある。

昭和19年の出町の大火では、209戸が焼失するなど、本市でも大規模火災として後世に語り継がれている。

火災の多くは、火気取扱い不注意や不始末からの出火によるものであり、木造建築物が多く立ち並ぶ密集した地域や市街地などの火災は、多数の被害者を出すおそれがあるため、注意を要する。

2 今後想定される近隣県等他地域での大規模な地震災害

(1) 南海トラフ地震、首都直下地震

過去に何度も広範囲で甚大な被害をもたらしてきた南海トラフ地震は、100から150年程度の周期で発生しているとともに、首都圏においては、関東大震災のような地震が100から300年程度先に発生するといわれている。

このような地震が発生した場合は、県内においても甚大な影響が出るものと予想される。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靭化を推進する。

- 1 市民の人命保護が最大限図られること。
- 2 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- 4 迅速な復旧復興が図られること。

2 基本的な方針

本計画では、以下の基本方針のもと、施策等を策定・推進する。

(1) 取組姿勢

- ア 本市の強靭性を損なう本質的原因をあらゆる面から検証した上で取り組む。
- イ 長期的な視野を持って計画的に取り組む。

(2) 適切な施策の組合せ

- ア 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- イ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組合せ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が連携及び役割分担して取り組む。
- ウ 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ア 施策の重点化や既存の社会資本を有効活用するなど、費用の削減をしつつ効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ア 人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- イ 女性、高齢者、子ども、障がい者、観光客、外国人等に十分配慮した施策を講じる。

3 「事前に備えるべき目標」の設定

想定される大規模自然災害に対して、以下の5項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

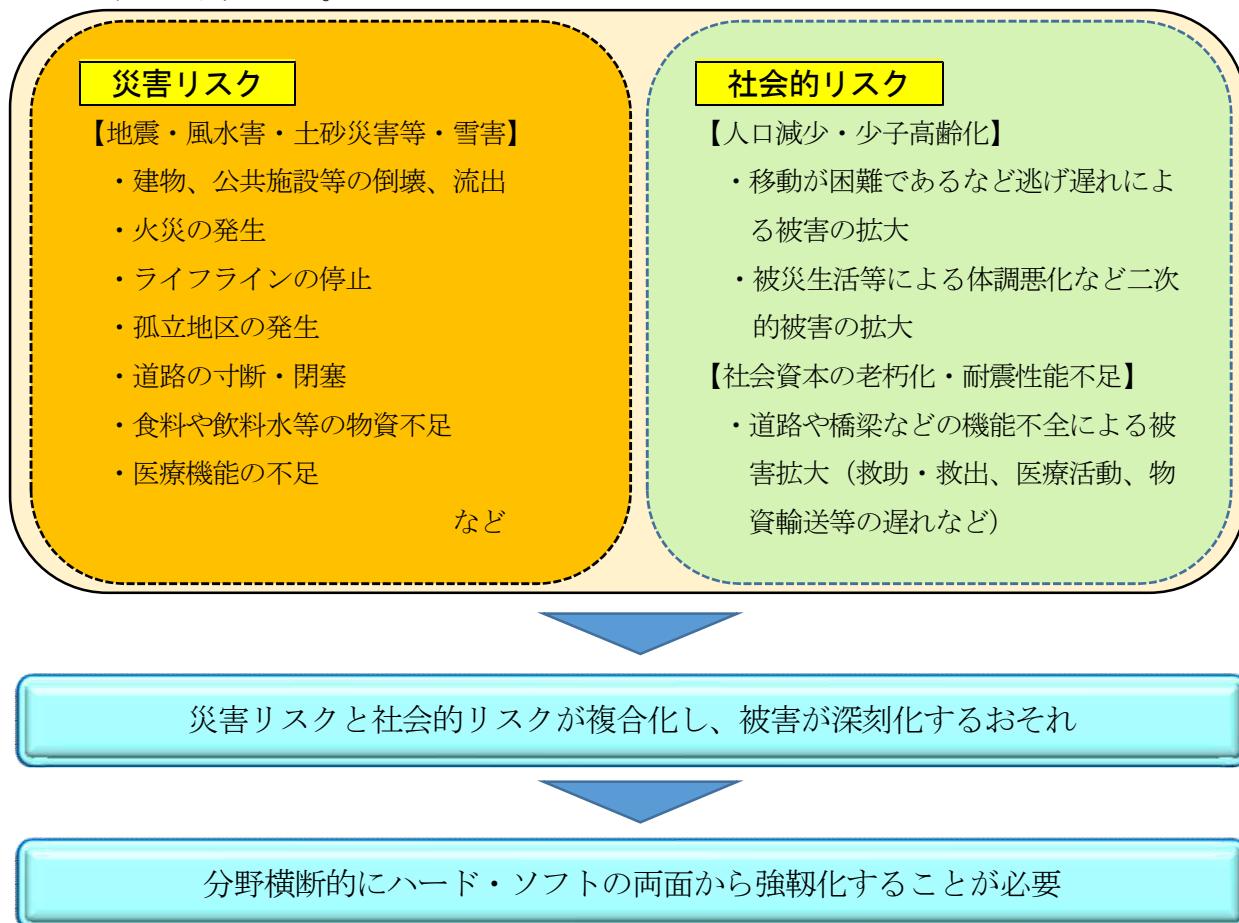
- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られ、制御不能な二次災害を発生させない。
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する。
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- 4 大規模災害発生後であっても、生活及び経済活動の維持に必要不可欠な情報通信や電気、ガスなどのライフライン、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧する。
- 5 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

第5章 脆弱性評価と推進方針

1 リスクの抽出

本市においては、地震や水害による災害リスクが最も大きいと考えられ、加えて土砂災害や雪害、風害による災害リスクも想定される。また、建物の倒壊や道路の寸断・閉塞、集落の孤立などの複合的な要因が重なり、被害が拡大すると考えられる。

一方で、人口減少や少子高齢化に加え、道路や上下水道管などの社会資本の老朽化も進捗する。これら社会的リスクは、災害リスクと複合化することにより、被害が拡大するため、分野横断的にハード・ソフト両面から強靭化する必要がある。



2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施しており、本市の地域計画においても、地域特性を考慮するとともに、計画策定に際して対象となるリスクを踏まえ、5項目の「事前に備えるべき目標」に基づく16の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 市民の人命保護が最大限図られること 2 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること 4 迅速な復旧復興が図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られ、制御不能な二次災害を発生させない	1-1	建物・公共施設等の損壊や住宅密集地での火災による死傷者の発生
		1-2	台風や集中豪雨、豪雪等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害、防災施設等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康や避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生及び想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-3	消防、自衛隊、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート及びエネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

	4	大規模災害発生後であっても、生活及び経済活動の維持に必要不可欠な情報通信や電気、ガスなどのライフライン、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧する	4-1	情報通信や電気、ガスなどのエネルギー供給や上下水道施設・汚水処理施設等の機能停止による地域経済や生活の混乱及び地域経済の長期活動休止
			4-2	地域交通ネットワークが分断する事態
	5	大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1	大量に発生する災害廃棄物処理の停滞や復旧活動を担う人材等の不足等により復興が大幅に遅れる事態
			5-2	地域コミュニティの崩壊や地域経済の低迷等による地域社会の復興復旧が遅れる事態
			5-3	都市間の連携が図られず、他都市から必要な支援を得られない事態

3 施策分野

強靭化に向けた施策分野は、5つの個別分野に加えて、横断的機能として老朽化・耐震対策などを設定する。

	施策分野	備 考
個別分野	行政機能	救急・救助体制、避難所の確保、消防団・自主防災会等による地域防災力の強化、災害物品の整備
	保健医療・福祉	医療体制の充実・強化、要支援者の避難体制、予防接種率の向上
	産業・経済活動	農業・産業集落など経済活動の維持、災害時のエネルギー確保
	都市機能・インフラ	住宅等の耐震化、空き家管理、浸水対策、ライフラインの確保、災害に強い基盤整備
	リスクコミュニケーション	避難訓練、要配慮者への支援、防災知識の普及啓発
横断的分野	老朽化・耐震対策	公共施設や道路、用水路などの防災機能・耐震化の強化、地域医療における施設や体制の整備
	冗長化・多重化対策	業務継続機能の強化、情報伝達手段の確保・強化

※リスクコミュニケーション…社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者と共有し、相互に意思疎通を図ること

4 脆弱性の評価

16項目の「起きてはならない最悪の事態」について、関連する既存の施策分野ごとの取組み状況を照らし合わせ、事態の回避に向けた対応力について分析・評価した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		分析・評価
1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られ、制御不能な二次災害を発生させない	1-1	建物・公共施設等の損壊や住宅密集地での火災による死傷者の発生	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害による火災及び死傷者を最小限に抑えるため、引き続き、地域消防・自衛隊などによる救急・救助体制が必要である。 ・耐震化が不足している公共施設や地域施設等について、利用者等に甚大な被害が及ぼぬよう、引き続き耐震診断・耐震化工事を実施していく必要がある。 <p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時など、住宅などが崩壊し被害拡大のおそれがあることから、耐震性の強化が必要である。 ・空き家については、廃屋化により火災や倒壊のおそれがあることから適正な管理が必要である。 ・観光客が安心して観光施設を楽しめるよう、施設の耐震化と安全な避難誘導の確保が必要である。 ・地震発生には、落下物やブロック塀、工作物などの倒壊が、道路寸断や死傷者発生などの要因となるため、適切な災害防止対策を推進する必要がある。 ・市指定文化財や施設など次世代まで継承すべき文化的財産を守るための防災強化と対策が必要である。 <p>リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の応急活動や避難行動など、行政や地域でもスムーズに対応できるよう、日頃からの訓練や対策が必要である。

	1-2	台風や集中豪雨、豪雪等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	<p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 局地的な豪雨により市街地が浸水するおそれがあることから、雨水調整施設の整備など計画的に行う必要がある。 本市には、一級河川庄川や網の目のような農業用水が流れていることから、河川の堤防強化や改修が必要である。 <p>リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 自力で避難することが困難な在宅高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など要配慮者への対応が必要である。
	1-3	大規模な火山噴火・土砂災害、防災施設等の損壊・機能不全等による多数の死傷者の発生	<p>産業・経済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 豪雨が発生すると、農作物への被害が予想されることから、農業用水など農業施設の整備を進めていく必要がある。 土砂災害は、突発的に発生することが多いことから、日頃から農地や森林など保全対策や危険箇所の対策工事が必要である。 山間部は急傾斜地や地すべり地域等が多く、土砂災害危険箇所の周知徹底や保全対策、避難場所や経路の確認など、自力で避難することが困難な高齢者等が安全に身を守るための対策が必要である。
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者は、災害時でも、迅速かつ臨機応変に対応できるよう連絡体制を構築する必要がある。 <p>リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時には、サイレンや広報車、緊急速報メールなどを活用するほか、情報通信事業者と連携しながら、多様な情報伝達手段の確保と地域住民に迅速かつ的確に情報伝達できる体制を構築する必要がある。 行政出前講座や学校教育などを通して、地域、企業・学校などでの防災に関する知識の普及啓発を図る。

2 大規模自然 災害発生 直後から救 助・救急、 医療活動等 が迅速に 行われると ともに、 被災者等の 健康や避難 生活環境を 確実に確保 する	2-1	被災地での 食料・飲料 水等、生命 に關わる 物資供給の 長期停止	産業・経済活動
			<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、食料等の支給が停滞しないよう、食料や農作物などの安定的な供給体制を構築する必要がある。 ・高齢者や障がい者、食物アレルギーがある者などに配慮した備蓄品の確保と流通備蓄による物資の調達を確実にするため、選定された備蓄品の購入と関係企業等との協定締結が必要である。
			都市機能・インフラ <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、道路が寸断されても代替道路が確保できるよう整備を進める必要がある。 ・災害時の大量物資を受け入れる保管場所や飲料水を確保するための給配水施設の整備を図る必要がある。
	2-2	多数かつ長 期にわたる 孤立集落等 の同時発生 及び想定を 超える大量 の帰宅困難 者の発生、 混乱	行政機能 <ul style="list-style-type: none"> ・地震などにより、公共交通機関が麻痺し、想定しない大量の帰宅困難者が発生するおそれがあることから、宿泊施設や各避難所、食料、飲料水など早急に対応できる体制を整備する必要がある。
			産業・経済活動 <ul style="list-style-type: none"> ・孤立するおそれのある集落では、非常時に使用できる通信手段や必要な資機材、非常食などの備蓄品の充実を図る必要がある。
			都市機能・インフラ <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊と連携して、孤立集落などへのヘリコプターによる物資供給及び救助など迅速に対応できるよう連携を図る必要がある。
	2-3	消防、自衛 隊、警察等 の被災等に による救助・ 救急活動等 の絶対的不 足	行政機能 <ul style="list-style-type: none"> ・消防団を中心とした地域防災力の充実を図る必要がある。 ・災害時には、連携して市民の救助などを行う必要があることから、市防災訓練などを通じて、日頃から自衛隊や警察等との連携・強化を図る必要がある。

	2-4	医療施設及び 関係者の絶対 不足・被災、 支援ルート及 びエネルギー 供給の途絶に による医療機能 の麻痺	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に備え、砺波医療圏内をはじめ、県内医療機関とも連携した医療を想定した訓練を重ねておく必要がある。 ・市立砺波総合病院は、砺波医療圏の中核病院としての役割を担うことから、日頃からかかりつけ医と連携しながら、質の高い医療と地域に根ざした医療体制の整備を行う必要があるとともに、新型コロナウイルス等に感染しないよう、適切な院内感染対策を講じ、市民に安全・安心な医療環境を提供する必要がある。 <p>保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の医療需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、市及び医師会、各医療機関は、日頃から災害訓練や研修などによる人材育成及び医療体制の充実・強化を図る。 ・災害時に医療手当ができるよう、医薬品の整備と資機材等の調達を整備する必要がある。 ・地域住民に対しては、出前講座や防災訓練などにより、応急手当の仕方や医療機器の使用方法を学ぶなど、災害時の対応について理解を深める。 ・高齢者や障がい者など要支援者に対する避難体制と福祉施設の整備促進を図る必要がある。
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等感染症が発生しないよう、避難所運営マニュアルの整備等により対策を講じる必要がある。 <p>保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼少期からの予防接種率が向上するよう積極的な啓発活動を行うとともに、乳幼児から高齢者までの健康診査や健康相談の充実を図る必要がある。

	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<p>保健医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等において、新型コロナウイルス等が感染しないよう必要な医薬品などの資機材を購入するとともに、関係医療機関との連携を図る必要がある。 ・新型コロナウイルス等に感染しないよう感染症防止対策の徹底を図りながら、防災士や地域住民と一緒にマニュアルに基づいた避難所の運営を行う必要がある。
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市業務継続計画（B C P）の実効性の確保と業務の見直しを定期的に行うなど継続的な取組が必要である。 ・災害時に備え、公共施設等の非常電源の点検や燃料の確保が必要である。 ・市役所が機能不全とならないよう代替公共施設等の整備促進を図る必要がある。 ・様々な状況に備えて、多種多様な連絡手段を確保するとともに、職員が迅速に参集できるようにしておく必要がある。
4 大規模災害発生後であっても、生活及び経済活動の維持に必要不可欠な情報通信や電気、ガスなどのライフライン、燃料、交通ネットワーク等を確保し、早期復旧する	4-1	情報通信や電気、ガスなどのエネルギー供給や上下水道施設・污水处理施設等の機能停止による地域経済や生活の混乱及び地域経済の長期活動停止	<p>産業・経済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における事業活動が長期にわたり停滞し、地域経済に大きな打撃を与えることから、民間企業における業務継続計画の促進を図る必要がある。 ・災害時には、様々な再生可能エネルギーによる避難生活等が必要となるため、さらなる導入推進を図ることが必要である。 <p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に、電気や上下水道等が市民生活に大きく影響を及ぼすことがないよう、無電柱化やライフラインの老朽化・耐震化対策を講じる必要がある。 <p>リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線や全国瞬時警報システムなど、災害時における伝達手段を確保する必要がある。

	4-2	地域交通ネットワークが分断する事態	<p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路は、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、災害時の交通ネットワークとして幹線道路を含む市内主要道路を整備するとともに、災害に強いまちづくりを整備する必要がある。 ・災害時においても、交通事業者や公共交通を担う行政が連携し、代替輸送路の確保と早期復旧体制を整備する必要がある。 ・災害時に道路や橋梁などが崩壊しないよう、耐震化を図る必要がある。 ・雪害時は、道路や線路など交通機関が不通になると予想されるため、地域での除排雪体制の強化や道路施設の整備を図る必要がある。
5 大規模災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1	大量に発生する災害廃棄物処理の停滞や復旧活動を担う人材等の不足等により復興が大幅に遅れる事態	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にボランティア活動が円滑に行われる体制の整備を図る必要がある。 <p>都市機能・インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、災害廃棄物が大量に発生する恐れがあることから、一時保管場所の選定や処理体制について整備する必要がある。迅速に処理できるよう廃棄物処理施設や火葬場の長寿命化を図る必要がある。
	5-2	地域コミュニティの崩壊や地域経済の低迷等による地域社会の復興復旧が遅れる事態	<p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、行政、消防などだけでは対応できないことから、自主防災組織をはじめ、防災士、地区自治振興会などと連携するとともに、地域防災力の向上と地域での防災訓練等に充実を図る必要がある。 <p>産業・経済活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害後も地域経済が早期に復旧できるよう被災企業や事業者に対する支援体制の整備と充実を図る必要がある。

	5-3	都市間の連携 が図られず、 他都市から 必要な支援を 得られない 事態	行政機能 <ul style="list-style-type: none">・災害時には、市だけで応急対策を行うことが困難であることから、近隣市町村や災害時相互応援協定等都市との連携強化や支援体制の整備を図る必要がある。・県内外からのボランティアの受け入れや支援物資の調達など、災害時には迅速な対応が求められるため、関係機関と連携を図る必要がある。
--	-----	--	--

5 施策分野別の推進方針

【個別分野】

1 行政機能

(1) 業務継続

ア 防災に関する計画の策定及び見直し

砺波市地域防災計画、砺波市業務継続計画（B C P）、砺波市災害時受援計画等本市で定める防災に関する計画について、計画的に策定及び見直しを行う。また、他の自治体の被災経験や新型コロナウイルスをはじめとした感染症等の新たな発生への対応等を参考に必要な対策を講じるなど、継続して計画等の更新を行う。

イ 非常時の電源確保に関する検討〔冗長化・多重化対策〕

災害時の電力供給停止に備え、公共施設等の非常時電源の確保に努める。また、引き続き、非常用電源設備の浸水対策や燃料備蓄に取り組むとともに、優先的に電力を供給すべきフロア等の検討など運用体制を整備する。

ウ 災害時応援協定締結等による連携強化

災害時における国、県、医療機関、社会福祉協議会及び防災関係機関等との連携を図るとともに、応援人材やボランティアの早期受入れのための体制整備を図る。また、他の自治体等や民間企業との災害時の相互応援に関する協定を締結することにより、災害時の調達・搬送、ボランティアの受入れ等、相互交流のネットワークを強化する。

エ 公共施設等の耐震化及び防災機能の強化〔老朽化・耐震対策〕

耐震強度が不足している公共施設等について、利用者、職員等の安全確保や施設の機能強化を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、緊急度の高いものから順に耐震補強工事や建替え等の耐震化、計画的な修繕を含めた耐震点検・耐震対策を推進する。また、地震発生時の避難所確保のため、耐震化が完了した学校施設を含めた公共施設等の防災機能の強化を進める。

オ 市役所機能の代替性・多重性の確保〔冗長化・多重化対策〕

災害時に市役所が機能不全に陥らないよう、システム等の代替性・多重性を確保するとともに、業務継続に向けた支所機能の強化を図る。

(2) 消防・救急・防衛

ア 地域消防の機能強化〔老朽化・耐震対策〕

地域における消防拠点の機能強化や多様な災害へ迅速に対応するため、消防庁舎等の耐震化を推進するとともに、災害対応用車両の増強整備、消防水利の確保、救助資機材の整備を計画的に推進する。また、最新の情報通信技術を導入し、より迅速で効率的な消防活動が行える情報通信システムの整備を推進する。また、地域防災力の向上のため、地域に密着した活動を行う消防団員の確保や、施設の整備、装備や活動環境の充実を図る。

イ 救出救助活動体制の整備

大規模災害現場での救出救助活動能力を高めるため、装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関等との連携を図る。

ウ 陸上自衛隊富山駐屯地の機能強化

災害時における大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助を図るなど、陸上自衛隊富山駐屯地を災害救助支援活動の拠点として機能強化するため、駐屯地施設及び周辺地域の整備を推進する。

行政機能分野の主要事業

- | | |
|----------------|----------------------|
| ●小・中学校新增築事業 | ●小・中学校大規模改造、改修、修繕事業 |
| ●庄川支所管理運営事業 | ●消防団活動事業 |
| ●消防団車両・機器等整備事業 | ●消防分団器具置場建設事業 |
| ●防火水槽整備事業 | ●富山駐屯地拡張整備事業 |
| ●市役所新庁舎整備事業 | ●災害時相互応援協定都市との連携訓練事業 |
| ●災害用資機材等整備事業 | |

行政機能分野の成果指標

指標名	基準数値（R元）	目標値（R8）
消防団員数	557人	572人
市ボランティアセンター登録者数(個人+団体)	5,019人	5,000人

2 保健医療・福祉

(1) 保健医療

ア 医療救護班の編制等

災害時に活動する医療救護班及び災害の急性期（48時間以内）において活動する災害派遣医療チーム（D M A T）を速やかに編成するものとし、研修及び訓練に努めるとともに、他の公的病院や市医師会に対しても医療救護班の編成について協力を求める。

イ 医薬品、医療用資機材等の確保

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、薬業・医薬品関係団体等の協力を得て、災害時における医薬品、医療用資機材等の調達、配備体制を整備する。また、砺波市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、集団感染等のおそれのある病原性の高い感染症の対策として、医薬品その他の物資及び資材の備蓄など、発生に備えた事前準備を図る。

ウ 医療救護拠点の安全性の強化と機能の確保〔老朽化・耐震対策〕

災害時における医療提供体制を確保するため、市立砺波総合病院等医療救護の活動上重要な拠点となる施設における耐震化や非常電源の確保等の持続可能な医療体制の強化を図る。また、災害訓練や研修の実施などによる体制の整備、施設の老朽箇所の早期改修及び災害時に必要となる設備や物資の充実などに努める。

エ 市民への応急手当に関する知識・技能の普及

市民に対し、研修会や防災訓練を通じて、A E Dの使用を含む心肺蘇生法や止血法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

オ 避難所等における健康管理及び感染症対策の強化

避難所や住宅における衛生管理や防疫対策、被災者の心身の健康ケアを図るとともに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症等に対して十分な感染症対策に努め、避難所内でのクラスター発生の防止を図る。

(2) 福祉

ア 介護福祉人材の育成

介護福祉施設等において介護福祉人材の不足は、災害発生時においても入所者等要配慮者の避難体制・安全確保に影響が及ぶことから、介護福祉人材の確保を図るため、介護福祉士等育成修学資金制度の利用や介護職員初任者研修費助成金交付など、市内の介護福祉施設等との連携を充実させることで、市内介護事業所等への就業促進を図る。

イ 要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制の確保

高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制を確保するため、医療、保健、福祉等の関係者間で情報共有を進め適切な支援を行える体制づくりを進めるとともに、手すりやスロープなど受入れに必要な機能を整えた福祉避難所の整備を図る。また、一人での避難が困難である住民がいざという時に的確に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の更新・管理を進めるとともに、地域における支援体制の強化を図る。

保健医療・福祉分野の主要事業

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ●市立砺波総合病院施設改修事業 | ●市立砺波総合病院医療器械・備品等整備事業 |
| ●感染症等予防対策事業 | ●A E D整備事業 |
| ●避難所等設置運営事業 | ●介護人材等研修育成事業 |
| ●地域の力でささえ愛事業 | |

保健医療・福祉分野の成果指標

指標名	基準数値（R元）	目標値（R8）
ケアネットチーム数	228チーム	250チーム
避難行動要支援者登録率	48.1%	60.0%

3 産業・経済活動

(1) 農林業・集落

ア 農地及び農業用排水施設の整備等の促進〔老朽化・耐震対策〕

近年の農村地域における混住化の進展や頻発するゲリラ豪雨等による農地等への溢水被害を防止するため、農業用排水路等の整備を推進するとともに、必要に応じてかんがい用ため池の整備及び改修工事を行い、水害への対応力強化を図る。

イ 農地や森林の適切な整備・保全

農地や森林が有する多面的機能が持続的に發揮出来るよう、鳥獣害対策を推進するとともに、水源かん養機能、防災機能及び生活環境保全機能のさらなる向上を図り、農地の荒廃防止や多様性のある森林づくりを進める。

ウ 生産基盤等の災害対応力の強化

食料の安定的な供給体制の確立や農業経営への影響回避を図るため、農産物の流通拠点及び生産基盤施設などの耐震化や再整備、農業用機械及び施設の設備導入等を推進する。

エ 屋敷林の維持管理と散居景観の保全

風害等において、屋敷林の倒木によりライフラインを遮断しないよう、枝打ちや間引き等、屋敷林の適正管理について啓発するとともに、砺波らしい散居景観の保全に努めながら、災害に強い地域づくりを推進する。

オ 孤立するおそれのある集落での防災対策〔冗長化・多重化対策〕

孤立するおそれのある集落に対して、非常時の通信手段の確保に必要な通信機器や発電機等の防災資機材を整備するとともに、非常食や燃料等の備蓄を推進する。

(2) 事業所

ア 「事業継続計画（B C P）」の策定促進

災害時等におけるサプライチェーンの寸断による市内における経済活動の停滞を回避するため、企業が取り組むB C Pの策定を促進する。

イ 被災企業に対する支援対策

大規模災害時において、被災を受けた企業に対し、既往の債務について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講じるなど、災害対策の実施について金融機関への働きかけを行う。

ウ 小規模事業者等の事業継続力強化の取組みに対する支援

小規模事業者や個人事業主が行う災害の影響を軽減するための施設の整備・補強や、資機材の導入等など事業継続力強化の取組みに対して、県や商工団体等と連携しながら支援を行う。

(3) 物流・流通

ア 物資、資機材等備蓄品の計画的な確保

高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄及び流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する。

イ 緊急輸送ネットワークの整備〔冗長化・多重化対策〕

土砂災害等に伴う道路寸断に備え、関係機関と協議し、代替となる輸送道路を確保するとともに、輸送に必要な運搬手段の調達を図る。

(4) エネルギー

ア エネルギー供給施設等の災害防止対策の推進〔冗長化・多重化対策〕

災害時に早期復旧が図られるよう、エネルギー施設等の災害防止対策を推進するとともに、ライフライン事業者等との連携を密にするなど体制を整備する。

イ 災害時に自立エネルギー源となる再生可能エネルギー等の普及促進

〔冗長化・多重化対策〕

公共施設や公有地、農業用水等において、太陽光発電設備、地中熱及び小水力発電等の導入を積極的に進めるとともに、市民や事業者の再生可能エネルギーの普及を促進し、災害時のエネルギー源の確保に努める。

産業・経済活動分野の主要事業

- 強い農業・担い手づくり支援事業
- 農業経営等構造対策事業
- 園芸振興対策事業
- 有害鳥獣被害防止対策事業
- 森林総合整備事業
- 多面的機能支払交付金事業
- 剪定枝戸別回収事業
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 商工業振興事業
- 文化財保全活用事業

- 林道施設長寿命化事業
- 豊かな森林づくり事業
- 散居景観保全事業
- 農村地域防災減災事業
- 農地防災事業
- 防災備蓄品整備事業
- 市道改良事業
- 自立エネルギー推進事業（地中熱等）

産業・経済活動分野の成果指標

指標名	基準数値（R元）	目標値（R8）
散居景観保全事業協定地域数	128件	140件
里山再生整備事業	新規実施2地区／年	新規実施2地区／年

4 都市機能・インフラ

(1) 道路・交通

ア 道路等の老朽化対策及び耐震性の強化〔老朽化・耐震対策〕

橋梁、トンネル等道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画や法定点検に基づき策定する修繕計画等を踏まえ、計画的に修繕等を進めるとともに、必要に応じて耐震補強を行う。

イ 避難路等を確保するための取組みの促進〔冗長化・多重化対策〕

市道等における落石、落盤等の対策を引き続き進めるとともに、山間地等において、避難路や緊急輸送道路を確保するための取組みを促進する。また、災害発生後の迅速な道路開通に向けて、交通情報の収集及び緊急輸送道路等の指定・確保を図るとともに、道路の障害物除去による道路啓開や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設関係団体等と連携を強化する。

ウ 雪害に配慮した道路・交通環境の整備

道路除雪実施計画に基づき、除雪施設や除雪機械等の整備・調達を図るとともに、除雪オペレーターの育成をはじめとした地域ぐるみ除排雪体制の強化を推進する。また、堆雪帶の確保や消雪施設など、冬期間の交通環境の改善に配慮した道路整備を推進する。

エ 災害時における移動手段の確保

〔老朽化・耐震対策〕 〔冗長化・多重化対策〕

交通事業者等による駅舎・停留場・線路等関連施設の耐震性の強化など、防災力向上に向けた取組みを促進する。また、線路や道路等の寸断によりJR及びバス路線の運行が困難になる場合に備えて、迂回路運行などが早期に可能となるよう、道路管理者と交通事業者との間で平時から情報の共有化、連携体制の構築を図る。

オ 防災性に優れた都市基盤の整備〔老朽化・耐震対策〕

駅や病院へのアクセス道路等の整備を促進し、安全で円滑な交通環境を確保するとともに、災害時の指定緊急避難場所や災害拠点となる公園、文化・体育施設等公共施設の整備や長寿命化に取り組むなど、防災性に優れた持続可能な都市経営基盤の強化を図る。

カ 市街地等における道路の無電柱化の推進〔老朽化・耐震対策〕

災害時の電柱倒壊による交通経路の遮断を回避するとともに、景観への配慮も含め、緊急通行確保路線等の無電柱化を推進する。

(2) 河川・下水道(雨水)施設

ア 堤防等河川管理施設等の整備など洪水対策の推進〔老朽化・耐震対策〕

河川管理施設について、河川堤防・護岸の改修整備や耐震化及び浚渫等を進めるとともに、水門等の自動化・遠隔操作化を図る等、河川洪水対策を推進する。

イ 市街地等の浸水対策の推進

市街地等における局地的な大雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線や雨水調整施設の整備など計画的な浸水対策を推進する。

(3) 土砂災害対策施設

ア 土砂災害の防止

土砂災害危険箇所における土砂災害等の被害を最小限に抑えるため、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等に取り組み、保全対象人家数が多い箇所、要配慮者利用施設、避難路・避難施設、重要な交通網及び災害時の拠点施設等に対する安全の確保を図る。また、災害の未然防止を図るため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進する。

イ 急傾斜地崩壊危険区域と地すべり防止区域への指定

がけ崩れのおそれのある箇所の「急傾斜地崩壊危険区域」への指定及び地すべりを起こすおそれのある箇所の「地すべり防止区域」への指定を推進する。

(4) 物流基盤

ア 救援物資の集積地の確保

災害時に大量の救援物資を受け入れる際に、物資の保管が可能な集積地の確保に努める。

イ 航空輸送体制の整備促進・活用

陸上自衛隊と連携してヘリコプターを活用した航空輸送体制の整備や施設等の整備に努める。

(5) 上水道・下水道

ア 上下水道施設の耐震化〔老朽化・耐震対策〕

上下水道施設の耐震化や老朽化対策、配水池の耐震補強や老朽管路の補修等を計画的に進めるとともに、管路の新設・更新に際しては、耐震性の高い資材を積極的に採用する。

イ 公共下水道の整備

地震時においても衛生的な生活環境を確保するため、未普及地域における公共下水道の整備を促進する。

ウ 災害時の円滑な給排水の確保

応急復旧用資材の確保と応急給水用資材の備蓄に努めるとともに、上下水道業務継続計画（B C P）に基づく訓練の継続的な実施により、計画の実効性を高め、災害時の円滑な給排水の確保を図る。

(6) 廃棄物・衛生

ア 災害廃棄物等の一時保管場所の確保や処理体制の強化

〔冗長化・多重化対策〕

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等の一時保管場所を確保するとともに、廃棄物等の処理について、県、関係自治体及び関係団体等との連携体制の強化を図る。

イ 廃棄物処理施設の長寿命化及び耐震化〔老朽化・耐震対策〕

大規模災害に備え、廃棄物処理施設の処理能力の強化を図るとともに、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保する。

ウ 火葬場の機能強化と広域的な協力体制の確保

災害等で火葬場の使用が困難となった場合や、能力を超える処理が必要となつた場合に対応できるよう、近隣自治体と連携し、広域的な協力体制を確保するとともに、十分な処理能力を備えるよう施設の機能強化を図る。

エ 合併処理浄化槽の長寿命化及び耐震化

市設置の合併処理浄化槽の補修等を計画的に進めるとともに、更新に際しては、耐震性の高い資材を積極的に採用する。

オ 合併処理浄化槽の設置促進

下水道整備計画区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進し、維持管理についても支援を進め、公共用水域の水質保全を図る。

(7) 住宅等建造物

ア 住宅の耐震に関する支援と耐震改修の促進〔老朽化・耐震対策〕

住宅の耐震診断及び耐震改修等に関する支援を行い、住宅の耐震改修を促進するとともに、より一層の普及・啓発に努める。また、市営住宅の長寿命化に取り組み、持続可能な都市基盤の強化を図る。

イ ブロック塀や看板等工作物における災害対策〔老朽化・耐震対策〕

市管理のブロック塀や看板等工作物の災害防止対策を進めるとともに、所有者や施工業者に対しては、工作物の倒壊や落下の防止対策、エレベーター等の安全対策の指導啓発を進める。

ウ 空き家対策の推進

各地区の空き家コーディネーターと協力しながら、倒壊や火災など災害時の被害拡大につながる管理不全な空き家が発生しないよう、防止対策に取り組むとともに、空き家の適正な管理について市民への啓発に努める。また、管理が不十分な空き地の所有者等への適正管理についての指導に努める。

(8) 観光・文化財

ア 観光施設及びイベント等における防災対策

観光客及び市内滞在者の安全確保のため、観光施設の耐震化を促進するとともに、突発的な災害等に備え、施設やイベント等での来場者の避難経路の確保と速やかな避難誘導体制の整備を図る。合わせて、外国人をはじめとする観光客が、災害情報を入手できるよう、Wi-Fi環境（公衆無線LAN）の整備を促進する。

イ 文化財における防災対策〔老朽化・耐震対策〕

文化財及び文化財施設の耐震化や安全管理等、防災対策の強化を図るとともに、復旧・復興時における文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないように有効な対策を講じる。

都市機能・インフラ分野の主要事業

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| ●道路舗装補修事業 | ●道路メンテナンス事業（橋梁等
道路施設の点検、修繕） |
| ●道路台帳システム整備事業 | ●市道改良事業【再掲】 |
| ●道路交通安全施設整備事業 | ●除雪対策事業 |
| ●雪寒地域道路防雪事業 | ●JR城端線砺波駅補修事業 |
| ●城端線活性化推進事業（LRT化検討） | ●市営バス等運行事業 |
| ●デマンドタクシー運行事業 | ●砺波チューリップ公園再整備事業 |
| ●出町東部第3土地区画整理事業 | ●文化・観光施設改修事業 |
| ●都市公園再整備・長寿命化事業 | ●体育施設改修事業 |
| ●文化・観光施設再整備事業 | ●普通河川浚渫事業 |
| ●体育施設再整備事業 | ●急傾斜地崩壊対策事業 |
| ●無電柱化事業 | ●基幹配水管耐震化更新事業 |
| ●公共下水道整備事業 | ●火葬炉等改修事業 |
| ●雨水幹線・調整施設整備事業 | ●公営住宅等整備事業 |
| ●水道施設耐震化・設備更新計画策定事業 | ●住宅・建築物安全ストック形成事業 |
| ●木造住宅耐震改修支援事業 | ●空き家対策事業 |
| ●防災用Wi-Fi整備事業 | ●観光地整備事業 |
| ●文化財保全活用事業 | |

都市機能・インフラ分野の成果指標

指標名	基準数値（R元）	目標値（R8）
屋内社会体育施設の耐震化率	83.0%	94.0%
汚水処理人口普及率	91.1%	96.6%

5 リスクコミュニケーション

(1) 情報

ア 緊急的な災害情報の伝達手段の確保

緊急地震速報等の伝達手段として、デジタル式防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J-アラート）による自動同報システムを整備し、計画的な維持・更新を図るとともに、災害時における通信手段として、公衆無線LANやローカル5Gの整備を推進する。

イ 多様な伝達体制の整備〔冗長化・多重化対策〕

災害時におけるサイレン、広報車、緊急速報メール及びケーブルテレビなど多様な伝達手段を整備するとともに、地域住民に対して迅速かつ的確に情報伝達できるよう人員等の体制整備を図る。また、衛星回線の増設など各施設における通信設備の充実を検討するとともに、各通信手段の電源の確保について再確認する。

ウ 民間の情報通信手段の確保〔冗長化・多重化対策〕

災害時優先電話を確保するとともに、移動体通信事業者と緊急速報メールの運用について取り決めを行うなど、市民に対する情報伝達手段の確保に努める。また、中山間地域等における光ファイバーケーブルの敷設を進めるとともに、民間の通信事業者の設備の安全化及び伝送路の多重化などの防災対策を促進する。

エ 防災教育の実施と防災意識の醸成

災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、行政出前講座や学校教育、社会教育など様々な機会を捉えて、身近な災害リスクに対する認知度の向上や防災に関する知識の普及・啓発を図る。また、SNSなどを活用した災害情報の発信など、多様なコミュニケーションツールの活用に努める。

オ 調査研究の実施

建物の倒壊や火災、水害、土砂災害、暴風雪などの災害発生時における応急活動、避難活動、被害拡大防止等の対応策について、調査研究を進め る。

(2) 地域防災力

ア 避難所施設の整備

災害時において安全性を確保できる避難所を確保するとともに、避難所に至る避難経路も含めて住民への周知を図る。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、避難生活に必要な諸機能を備えた施設や設備、備品等の整備を行う。

イ 要配慮者への対応

災害時において、在宅の高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安否確認や円滑な警戒避難の誘導ができる体制作りを行うとともに、要配慮者が安心して生活ができるよう、要配慮者に応じた適切な対応に努める。

ウ 災害時の必要物資の備蓄と近隣自治体との連携

非常食や毛布等の必要な備蓄物品を計画的に備蓄するとともに、災害時支援計画や災害時相互応援協定に基づき、県や関係自治体との間で物資を相互に融通するなど連携を図る。

エ 自主防災組織の育成と防災行動力の向上

自助や共助による地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成や避難所運営委員会の設置、防災士の育成を推進するとともに、自主防災組織や防災士連絡協議会を対象とした研修会や防災訓練等を開催するなど、平常時から各種団体等との連携強化を図りながら、地域における防災活動を促進する。また、自主防災組織が使用する資機材の整備を支援し、防災力の向上を図る。

オ 地域等における防災訓練活動への支援

各地区自主防災組織などに対して、「洪水ハザードマップ」や「土砂災害ハザードマップ」を活用して、地域における危険個所や避難経路、避難場所等の周知徹底を図るとともに、地域住民や学校、事業所等が主体となって実施する防災訓練の活動に対して支援を行う。

■リスクコミュニケーション分野の主要事業

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ●移動系MCAデジタル無線整備事業 | ●光ケーブル化事業 |
| ●情報発信強化事業 | ●防災備蓄品整備事業【再掲】 |
| ●防災用Wi-Fi整備事業【再掲】 | ●避難所等設置運営事業【再掲】 |
| ●地域の力でささえ愛事業【再掲】 | ●国際交流推進事業 |
| ●総合防災訓練実施事業 | ●ハザードマップ作成事業 |

■リスクコミュニケーション分野の成果指標

指標名	基準数値（R元）	目標値（R8）
人口1万人当たりの防災士数	36.06人	40.0人
砺波市ホームページの アクセス数	1,677,566回/年	2,800,000回/年

【横断的分野】

老朽化・耐震対策及び冗長化・多重化対策については、それぞれの施策に取りつけるものとする。

第6章 計画の推進と見直し

1 推進体制

国、県、民間等とも連携した取り組みの推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取り組み、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取り組みの推進を図る。

2 計画の見直しと進捗管理

本計画の推進期間は、国や県の国土強靭化基本計画及び砺波市総合計画との整合・調和を図る趣旨から、令和8年度（2026年度）までとするが、令和9年度（2027年度）以降は5年間とするとともに、強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化等が生じた場合や進捗評価の結果として見直しが必要となった場合は、期間内でも適宜見直しを行う。

なお、別表に記載する「国土強靭化地域計画にかかる個別事業計画」については、国の「国土強靭化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援」の対象に位置づけられる事業に関連した、現時点で想定される事業の一覧であり、国の支援状況の変化等に合わせ、適宜見直しを行う。

また、本計画の目標値（KPI）などについては、砺波市総合計画の検証に合わせ、進捗管理を行うものとする。

付属資料

1 砺波市国土強靭化地域計画庁内会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく国土強靭化地域計画の策定にあたり、職員から幅広く意見を徴収し、「砺波市国土強靭化地域計画」の策定等を図るため、砺波市国土強靭化地域計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(職務)

第2条 庁内会議は、国土強靭化に関する予算及び施策等について、調査、研究及び審議を行い、市長にその結果を報告する。

(組織)

第3条 庁内会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は企画総務部長をもって充て、委員は市職員のうちから市長が任命する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、1年以内で市長が定めた期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、関係所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

参考文献等

- ・気象庁観測データ
- ・砺波市史
- ・庄川町史
- ・砺波市総合計画
- ・砺波市地域防災計画
- ・砺波市洪水及び土砂災害ハザードマップ
- ・砺波正倉 (TONAMI DIGITAL ARCHIVES)